

(資料9)

厚生労働科学研究費補助金(がん臨床研究事業)
相談支援センターの機能の評価と地域における活用に関する研究
(研究代表者 高山 智子)

平成 24-25 年度 総合研究報告書

がん専門相談員のための学習の手引き～実践に役立つエッセンス～
の改訂に関する研究

研究分担者

高山 智子 国立がん研究センターがん対策情報センター がん情報提供研究部 部長
八巻 知香子 国立がん研究センターがん対策情報センター がん情報提供研究部 研究員

研究協力者

石川 睦弓 静岡県立静岡がんセンター
岩本 純子 北里大学病院
内丸 薫 東京大学医科学研究所附属病院
小郷 祐子 国立がん研究センターがん対策情報センター
近藤 まゆみ 北里大学病院
佐藤 美紀 北里大学病院
柴田 大朗 国立がん研究センター多施設臨床試験支援センター
鈴木 望 国立がん研究センターがん対策情報センター
田尾 絵里子 国立がん研究センター中央病院 外来研究員(H24年度)
高山 恵理子 上智大学
橘 直子 山口赤十字病院
橋本 久美子 聖路加国際病院
東 尚弘 国立がん研究センターがん対策情報センター

研究要旨: がんを取り巻く環境は、刻々と変化し、それに呼応してがん相談支援センターに求められる役割も広がりつつある中で、がん専門相談員が共有すべき知識や技術の一部はより整理され、また学ぶべき範囲は拡大している。本研究では2008年8月に作成された「がん専門相談員のための学習の手引き～実践に役立つエッセンス～(以下「手引き」と記載)」を、がん患者や家族、医療者ならびに社会から求められているがん専門相談員の役割に沿って、1)「手引き」で扱うべきテーマを明らかにすること、2)挙げられたテーマについて相談員が学び共有すべき知識や技術について記述し、「手引き」を改定することを目的として、第2版を作成した。

A. 研究目的

2006年2月に、全国のがん診療連携拠点病院に相談支援センターが置かれることとなって9年が経過した。この間、がん対策基本法の施行(2007年4月)やがん対策推進基本計画が出され(同6月、2012年6月改定)、全国の相談支援センターの相談員に対する研修会(2007年~)や地域でのがん相談関連のネットワークづくりなど、がんを取り巻く国内の相談体制の整備が進められている。

「がん専門相談員のための学習の手引き~実践に役立つエッセンス~」の初版は、2007年6月の「がん対策推進基本計画」においてすべての相談支援センターにがん対策情報センターによる研修を修了した相談員を配置することが明記されたことを受け、2008年8月に全国のがん専門相談員の共通理解とスタンスを確認すること、相談員の日々の相談支援業務に直接役立つ実践知を共有するための手引きとして作成された。がんを取り巻く環境は、刻々と変化し、それに呼応してがん相談支援センターに求められる役割も広がりつつある中で、がん専門相談員が共有すべき知識や技術の一部はより整理され、また学ぶべき範囲は拡大している。

よって本研究では、がん患者や家族、医療者ならびに社会から求められているがん専門相談員の役割に沿って、1)「手引き」で扱うべきテーマを明らかにすること、2)挙げられたテーマについて相談員が学び共有すべき知識や技術について記述し、「手引き」の改定版を作成することを目的とする。

B. 研究方法

2012年6月に閣議決定されたがん対策推進基本計画ならびに2007年以降に発出されたがん診療連携拠点病院の指定に関する指針、国立がん研究センターがん対策情報センターが行う相談員基礎研修のテキストを参考資料として、研究分担者が本書において取り扱うべきテーマを検討した。挙げられたテーマについて、各領域の専門家に依頼し、初版の原稿の修正または新規執筆を行った。一領域(アスベスト)についてのみ、専門家による執筆の依頼ができなかったため、原稿作成後、2名の専門家による査読を行った。作成した原稿については、すべての章について看護職および福祉職のがん専門相談員による査読を行った。

C. 研究結果

1. 扱うべきテーマ

検討の結果、表1に示した領域について扱うことが必要であると考えられた。初版に記述されていたテーマで、不要と考えられたものはなく、新たに「サバイバーシップ」「就労支援」「HTLV-1」「がん登録」「家族性腫瘍」を加えることが適切であると考えられた。

表1:「がん専門相談員のための学習の手引き」全体構成案

第I部	日本のがん対策とがん専門相談員の役割
	1. 日本のがん対策とがん情報提供体制の基盤整備
	2. 相談支援センターがん専門相談員の役割
第II部	がん相談支援のプロセス
	1. がん患者・家族の理解
	2. がんサバイバーシップの理解とその支援
	3. がんの心理社会的側面
	4. コミュニケーションと相談支援のプロセス

<ul style="list-style-type: none"> 5. 医学的情報の収集と提供 6. 地域・生活関連情報の収集と提供 7. セカンド・オピニオン 8. がんと「働くこと」～特に就労支援に焦点をあてて
<ul style="list-style-type: none"> 第 III 部 地域のネットワークづくりと広報 <ul style="list-style-type: none"> 1. ネットワークづくり 2. 広報の方法 3. がん情報ニーズの把握 第 IV 部 がんに関する医学的情報 <ul style="list-style-type: none"> 1. 診療ガイドライン 2. 臨床試験 3. 未承認薬 4. アスベストによる肺がんおよび中皮腫と法律・制度 5. HTLV-1 感染関連疾患 6. がん登録 7. 家族性腫瘍(遺伝性腫瘍) 第 V 部 がん相談支援の質の管理と維持 品質管理(サービスの質) <p>太字は新規に執筆された章</p>

2. 原稿案の作成

1 で設定したテーマにあわせて「がん専門相談員のための学習の手引き～実践に役立つエッセンス～」第 2 版の原稿案を作成した。

1 で新たに扱うこととなったテーマの新規執筆に加え、既存原稿の修正では、主に「相談支援のプロセス」や「サバイバーシップ」、「セカンドオピニオン」概念の精緻化、法制度や情報源の更新、ネットワーク作りや広報やニーズ把握手法の実践例において加筆が行われた。

3. 査読と最終原稿の確定

査読の結果、「相談者の理解」に関する章の一部については、差読者の一致した評価が得られなかったため掲載を見送り、全 160 ページからなる原稿を確定した。

最終的な目次について表 2 に示した。

表 2 : 「がん専門相談員のための学習の手引き」目次

<ul style="list-style-type: none"> 第 I 部 日本のがん対策とがん専門相談員の役割の基盤整備 <ul style="list-style-type: none"> 1. 日本のがん対策とがん情報提供体制 2. がん相談支援センターがん専門相談員の役割 第 II 部 がん相談支援のプロセス <ul style="list-style-type: none"> 1. がんサバイバーシップの理解とその支援 2. がんの心理社会的側面 3. コミュニケーションと相談支援のプロセス 4. 医学的情報の収集と提供 5. 地域・生活関連情報の収集と提供 6. セカンド・オピニオン 7. がんと「働くこと」～特に就労支援に焦点をあてて 第 III 部 地域のネットワークづくりと広報 <ul style="list-style-type: none"> 1. ネットワークづくり 2. 広報の方法 3. がん情報ニーズの把握 第 IV 部 がんに関する医学的情報 <ul style="list-style-type: none"> 1. 診療ガイドライン 2. 臨床試験 3. 未承認薬 4. アスベストによる肺がんおよび中皮腫と法律・制度 5. HTLV-1 感染関連疾患 6. がん登録 7. 家族性腫瘍(遺伝性腫瘍) 第 V 部 がん相談支援の質の管理と維持 品質管理(サービスの質) <p>太字は新規に執筆された章</p>

D. 考察

初版の作成から 5 年間の間に、がん診療連携拠点病院の指定に関する指針に示されるがん相談支援センターの役割は徐々に追加されてきた。同時に、現場のがん専門相談員による実践の積み重ねの中で必要と感じられる知識や技術は、それぞれのがん相談支援センター内で蓄積されるだけでなく、地域相談支援フォーラムなど各種研修会の場などで意見交換がなされ、体験的知識が

共有される場が徐々につくられつつある。
「手引き」で扱うべきと判断されたテーマや、それぞれの専門家により修正・追記がなされた箇所はこれらの状況を反映したものとなっていた。

E. 結論

本研究では 2008 年 8 月に作成された「がん専門相談員のための学習の手引き～実践に役立つエッセンス～(以下「手引き」と記載)」を、がん患者や家族、医療者ならびに社会から求められているがん専門相談員の役割に沿って、1)「手引き」で扱うべきテーマを明らかにすること、2)挙げられたテーマについて相談員が学び共有すべき知識や技術について記述し、「手引き」を改定することを目的として、第 2 版を作成した。

F. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況(予定を含む。)

1. 特許取得

なし。

2. 実用新案登録

なし。

3. その他

特記すべきことなし。

倫理的配慮

本研究において特段の配慮を必要とする事項はない